

建設専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	28-5	010501010201	監理	入札参加資格審査	5	入札参加資格審査の定期審査(2年に1回)においては、申請時の経営事項審査通知書に係る4市町村の取り扱いが異なり、また中間年における審査申請時においては、受付方法の取り扱いが異なるため調整を要する。	合併前に新たな基準を設定し、統一する。	<ul style="list-style-type: none"> 資格審査は、2年に1回定期に行い、付与された資格は2年間有効となる。 中間年においては、新規、業種の追加、再審査についてのみ入札参加資格申請を受け付けて審査を行う。 定期審査及び中間年における審査の受付は、時期及び期間を統一して行う。 入札参加資格審査申請時には、必ず経営事項審査結果通知書の提出を求めることとする。
2	28-5	010501010202	監理	業者選定	6	4市町村が実施しているが、本選定委員会において審議する建築工事等の設計額基準、業者の格付基準及び選定基準に差異がある。	合併時、本選定委員会において審議する建築工事等の設計額基準、業者の格付基準及び選定基準を統一する。	<ul style="list-style-type: none"> 本選定委員会においては、設計額3,000万円以上の建築工事、設計額1,500万円以上の建築工事以外の工事、委託予定価格500万円以上の調査・測量・設計等の業務委託に係る業者の選定に関する事項等について審議を行う。 建設工事業者の工事種類の格付は、経営事項審査結果通知書の総合評点を基準に行う。 新規登録業者については、1年目は最下位ランクに格付けし、2年目以降において本来格付けすべきランクへの格付けを行う。 業者選定基準は、業者の地域性に配慮して作成し、全市、北部又は南部、地区を単位とし、設計予定額の区分との組み合わせにより作成する。 【全市】:市内を一つの選定区域とする。 【北部又は南部】:市内を二つの選定区域とし、北部は浅間地区、東地区、浅科地区、望月地区とし、南部は野沢地区、中込地区、臼田地区とする。 【地区】:市内を浅間地区、東地区、野沢地区、中込地区、臼田地区、浅科地区、望月地区の7つの地区とする。
3	28-5	010501010203	監理	入札及び契約	7	4市町村で実施しているが、入札及び契約の委託を受ける基準金額、入札回数、見積回数、議会の議決を必要とする契約金額及び低入札への対応において差がある。	合併時、新たな基準を設定し、統一する。	<ul style="list-style-type: none"> 基準金額:100万円以上の建設工事及び建設工事に係る委託業務 議決を必要とする契約金額:落札予定価格が1億5千万円以上 入札(見積り)回数:入札回数...2回、不落随契に伴う見積り回数...2回、随意契約に伴う見積回数...2回 低入札対策...低入札調査制度における失格基準の設定等により適正な工事施工を確保するためのダンピング対策を講じる。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
4	25	040503010102	都市計画	開発審議会	8	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとし、合併後1年以内に統一される開発指導要綱事前協議及び自然環境保全条例の施行時に廃止する	新市の開発指導要綱事前協議及び自然環境保全条例許可届出で対応できるため、施行時に廃止する。
5	28-5	010503010109	都市計画	開発指導要綱事前協議	9	4市町村が実施しているが、対象行為 指導 許可基準に差異がある。	合併後1年以内に、調整案の詳細のとおり統一する	<p>・市全域の良好な生活環境を保全するため一定規模以上の宅地等開発行為に対し、開発指導要綱を制定し、指導する。</p> <p><対象地域> :市自然環境保全条例対象地域及び自然公園地域を除く市域全域</p> <p><対象行為> :面積1,000㎡以上の宅地等開発、高さ10m以上の建築物等、別紙(開発指導要綱・自然環境保全条例等の比較 調整案【対象行為】)を基準に調整を図る。</p> <p><指導基準> :1宅地の最低基準、駐車場の設置義務、高さ制限等、別紙(開発指導要綱・自然環境保全条例等の比較 調整案【許可 指導基準】)を基準に調整を図る。</p> <p>なお、まちづくりの基本的な基準であり 特色あるまちづくりを行うため、対象地域を2区分とし、地区の実状に応じた基準を設定する。</p> <p>・施行時期 対象地域住民等への周知期間を設け、合併後1年以内とする。</p> <p>(参照資料 P3~4)</p>
6	28-5	010503020103	都市計画	自然環境保全	10	4市町村が実施しているが、対象行為 許可基準に差異がある。	合併後1年以内に、調整案の詳細のとおり統一する。	<p>・市全域の良好な自然環境を保全するため「山林・原野」の一定規模以上の開発行為に対し、自然環境保全条例を制定し、指導する。</p> <p><対象地域> :市内の山林、原野を対象とする。ただし、市街地地域及び自然公園地域を除く。</p> <p><対象行為> :面積500㎡以上の宅地等開発、土地の開墾、木竹の伐採及び地形形質の変更、高さ10m以上の建築物等、別紙(開発指導要綱・自然環境保全条例等の比較 調整案【対象行為】)を基準に調整を図る。</p> <p><許可基準> :1宅地の最低基準、建ぺい率・容積率の制限、建築物等の高さ、壁面後退の義務等、別紙(開発指導要綱・自然環境保全条例等の比較 調整案【許可・指導基準】)を基準に調整を図る。</p> <p>なお、まちづくりの基本的な基準であり 特色あるまちづくりを行うため、対象地域を2区分とし、地区の実状に応じた基準を設定する。</p> <p>・施行時期 対象地域住民等への周知期間を設け、合併後1年以内とする。</p> <p>(参照資料 P3~4)</p>

各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。